

提出書類についての留意事項

(准看護師免許申請(新規))

准看護師免許の申請については、沖縄県収入証紙の貼付、合格証の原本照合など、他の資格とは
手続方法が異なりますので、郵送による受付は一切行いません。申請者の住所地を所管する保健
所窓口まで直接ご来所ください。

窓口申請：那覇市内に住所がある方については、那覇市保健所へ申請してください。

受付時間：月曜日～金曜日 9時～16時00分（土日祝及び12時～13時を除く。）

受付期限：無し

【1】申請書について

- 申請手数料については沖縄県収入証紙（5,600円）を購入し、申請書下部空欄に貼付してください。
- 「氏名」の上には、ひらがなでふりがなを記入してください。
- 「生年月日」について、日本国籍の方は和暦（昭和〇〇年、平成△△年）で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- 生年月日の下部空欄に申請者本人へ確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。連絡が取れなかった場合、登録が遅れる場合があります。

【2】診断書について

- 診断書の様式は、他の資格の様式と異なります。間違いのないようにしてください。
- 診断書の有効期限は発行日（作成日）から1か月以内になります。**有効期限を過ぎている場合は受け付けられません。**
- 「診断年月日」、「診療科」が記載されていないケースが多発しています。診断書が封筒などに入っている場合は開封し、**内容に不備がないことを必ず確認してください。**
- 診断書の記載内容に不備がある場合は作成した医療機関に相談してください。診断書を作成した医師に訂正してもらう必要があります。
- 診断書の訂正を行う際は、医師の訂正印は不要です。二重線で見え消して訂正してください。修正液・修正テープが使用されているものは受け付けられません。
- 氏名、生年月日の訂正であっても、作成した医師による訂正が必要です。また、医師でない者が訂正した場合、医師法違反となります。

診 断 書				
氏 名		性 別	男	女
生年月日	昭和 年 月 日	年 齢		才
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 元号に「〇」の付け忘れが多いので注意してください。 </div>				
2. 聴覚機能 耳が聞こえない <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する				
3. 音声・言語機能 口がきけない <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する				
4. 精神機能 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要				
5. 麻薬、大麻又はあへんの中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 記入漏れが非常に多い項目です。「診断年月日」「診療科」に記入漏れ、不備が無いことを確認してください。 </div>				
診 断 年 月 日	令和 年 月 日			
医 院、診療所又は介護老人保健施設等の名称				
医 師 所 在 地	〒	TEL		
診 療 科		氏 名		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「該当する」「専門家による判断が必要」に☑の場合は、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書（裏面）を合わせて提出してください。 </div>				
【注意事項】 ※必ずどちらかに☑を記載してください。 ※業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は、「該当しない」を選択してください。 なお、既往症があっても業務を行うにあたり支障がないと診断した場合は「該当しない」を選択してください。 ※「該当する」「専門家による判断が必要」に☑の場合は、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書（裏面）を合わせて提出してください。 ※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可（提出は任意）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 「該当する」「専門家による判断が必要」に☑の場合は、 該当項目に係る診療科の主治医又は専門医が裏面を記載して下さい </div>				

※診断書の訂正は作成した医師しかできません。記入内容に不備がないかよく確認してください。

診断書を作成する時点の年齢になります。診察日以後の年齢が記入されている場合、不備となります。

【3】 本籍地記載の住民票の写し、もしくは、戸籍抄本（又は謄本）

- 住民票の写しを添付する場合、本籍地が記載されていることを確認してください。個人番号（マイナンバー）が記載されているものは添付できません。
- 出願後に本籍又は氏名に変更がある場合は、必ず、戸籍抄本（謄本）を添付してください。住民票は使用できません。
- 発行日から6カ月以内のものを添付してください。
- 看護師免許などと合わせて複数の免許申請を行う場合、それぞれの申請書に本籍地記載の住民票の写し、もしくは、戸籍抄本（又は謄本）を添付する必要があります。省略やコピーの提出はできません。
- 外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日が記載された次の書類が必要です。
 - 短期在留者 : 旅券その他身分を証する書類の写し
 - 中長期在留者、特別永住者 : 住民票の写し

【4】 合格証書の写し

- 合格証をコピーし、その写しを申請書に添付して提出してください。窓口で原本照合しますので、**必ず原本も持参してください。**

【5】その他注意事項

- 各免許申請の記載要領・記述例を参考に申請書を作成し、記入間違いや記入漏れがないことを十分に確認してください。
- 申請書の記入内容や添付書類に不備がある場合、**担当者(那覇市保健所生活衛生課:853-7963)**より申請書に記載の電話番号に連絡しますので、ご対応をお願いします。**ご対応が遅れた場合、登録が遅れる場合があります。** 不備に関する連絡が取れない場合、文書による通知を行います。(郵送によるためさらに時間がかかります。)